

資 料 提 供
令和5年1月24日
少 子 化 対 策 監 室
子 ども 政 策 課 長 谷 野
外 線 076-225-1446
内 線 4180

「いしかわ子ども総合条例」の改正に対するパブリックコメントの実施について

1 趣 旨

平成19年3月、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を実現するため、子育て支援、子どもの健全育成、子どもの権利擁護といった幅広い分野を包含する「いしかわ子ども総合条例」を制定しました。

今般、「こども基本法」の基本理念及びこども家庭庁の設置や近年の社会環境動向を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けた本県の取り組みについて、子どもの権利を守るという観点から、(1)ヤングケアラー、(2)子どもの貧困、(3)未就園児に対する支援を条例に盛り込むための改正に向けた検討を進めています。

この度、条例の改正について、広く県民の皆様からご意見をいただき、参考とさせていただきますと考えています。

2 意見募集の概要

(1) 募集期間

令和5年1月24日(火)～令和5年2月9日(木)

(郵送の場合は、2月9日(木)の消印有効とします。)

(2) 募集内容

「いしかわ子ども総合条例」の改正についての意見

(3) 閲覧資料

「いしかわ子ども総合条例」の改正について」

(4) 資料の入手方法

- ① 県のホームページからダウンロードできます。
- ② 次の県内9か所で閲覧できます。
 - ・ 石川県健康福祉部少子化対策監室(金沢市鞍月1丁目1番地 県庁8階)
 - ・ 石川県行政情報サービスセンター(金沢市鞍月1丁目1番地 県庁1階)
 - ・ 県小松県税事務所(小松市園町ハ108番地の1)
 - ・ 県中能登総合事務所(七尾市小島町二部33)

- ・ 県奥能登総合事務所 (輪島市三井町洲衛10部11番1)
- ・ 南加賀保健福祉センター (小松市園町ヌ48番地)
- ・ 石川中央保健福祉センター (白山市馬場2丁目7番地)
- ・ 能登中部保健福祉センター (七尾市本府中町ソ27番9)
- ・ 能登北部保健福祉センター (輪島市鳳至町畠田102番4)

3 意見の提出について

(1) 提出方法

ご意見記入用紙(別紙)に住所、氏名、意見等を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、電話、口頭での意見は受け付けることはできません。

(2) 提出先

- ① 郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部少子化対策監室子ども・子育て企画グループ
- ② FAX 076-225-1423
- ③ 電子メール e150300@pref.ishikawa.lg.jp

4 意見の取扱い

- (1) 集約した意見は条例改正の参考とさせていただきます。
- (2) 意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表します。なお、意見に対する個別の回答は行いません。
- (3) 個人が特定できるような情報は一切公表しません。

<お問い合わせ先>

石川県健康福祉部少子化対策監室子ども・子育て企画グループ
金沢市鞍月1丁目1番地
TEL : 076-225-1447
FAX : 076-225-1423
Email : e150300@pref.ishikawa.lg.jp